

6.10.3.2 土地又は工作物の存在及び供用

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1)環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。
- ・ 水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、BOD濃度は沖縄県上乘せ排水基準のうち最も厳しい値である日間平均20mg/L以下より低い10mg/L以下の濃度で排出する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、処理水(浄化槽)の混合後の河川BOD濃度は0.8~1.7mg/Lとなり、水産用水基準(2mg/L以下)を下回ることから、排水地点より下流に生息する重要な種の生息・生育環境の変化は極めて小さいと予測され、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(2)環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、処理水(浄化槽)の混合後の河川BOD濃度は0.8~1.7mg/Lで水産用水基準(2mg/L以下)を下回り、排水地点より下流に生息する重要な種の生息・生育状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1)環境保全の基準又は目標

沖縄県環境基本計画の中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。

(2)環境保全の基準又は目標との整合性

事業の計画検討に当たり講じた、BOD濃度は10mg/L以下の濃度で排出するなどの環境保全配慮を講ずることにより、重要な種の生息・生育状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。